

地方独立行政法人法 ぬきがき

(財産の処分等の制限)

第 44 条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

地方独立行政法人神戸市民病院機構が行う譲渡等に
認可を要する重要な財産を定める条例 ぬきがき

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 44 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人神戸市民病院機構(以下「法人」という。)が譲渡し、又は担保に供しようとするときに市長の認可を受けなければならない重要な財産を定めるものとする。

(重要な財産)

第 2 条 法第 44 条第 1 項の条例で定める重要な財産は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、その適正な見積価額)8,000 万円以上の不動産(土地にあっては、1 件 1 万平方メートル以上のもの(信託に供するものを除く。))に限る。)若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

名 称：社会福祉法人成晃会

理事長：切東 美子

住 所：大阪府摂津市学園町 2 丁目 10 番 15 号

設 立：平成 4 年 6 月 25 日

資 産：26 億 3,606 万 6,300 円

目 的：多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、つぎの社会福祉事業を行う。

事業概要：

第一種社会福祉事業

- ・軽費老人ホーム「ケアハウス摂津ひかり苑」
- ・特別養護老人ホーム「摂津特養ひかり」

第二種社会福祉事業

- ・介護老人保健施設、老人介護支援センター「老健ひかり」
- ・老人居宅介護等事業「老健ひかりヘルパーステーション」
- ・老人短期入所事業「摂津特養ひかり」
- ・老人デイサービス事業「摂津特養ひかりデイサービスセンター」
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業「グループホーム摂津ひかりの家」

その他

- ・神戸海岸特養ケアセンター（H24.4 開設予定）

名 称：財団法人神戸マリナーズ厚生会

理事長：井上 一成

住 所：神戸市中央区中山手通 7 丁目 3 番 18 号

設 立：大正 4 年 10 月 1 日

資 産：6 億 6,512 万 286 円

目 的：船員及びその家族に対する福利厚生事業及び社会福祉の精神に則り、一般の医療援護事業を行い、もってわが国海運業の発展に寄与することを目的とする。

事業概要：

- ・神戸マリナーズ厚生会病院

所在地：神戸市中央区中山手通 7 丁目 3 番 18 号

院 長：佐藤 芳子

病床数：199 床

診療科目：内科、消化器内科、循環器内科、外科、整形外科、
脳神経外科、消化器外科、麻酔科、婦人科、放射線科、
リハビリテーション科